【調査の実施状況及び告発の状況】
　証券監視委は、本件内部者取引が、証取法（第166条１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成21年４月８日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年４月22日、東京地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
　犯則嫌疑者は、ジェイ・ブリッジ株式会社の常務執行役員経営企画部長であったものであるが、平成18年４月20日ころ、その職務に関し、同社の平成18年３月期の会計期間の売上高及び経常利益について、同17年11月24日に公表された予想値は売上高108億円及び経常利益80億円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は売上高81億789万3,000円及び経常利益34億3,549万3,000円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同18年４月24日及び同年５月12日、ジェイ・ブリッジ株式会社の株券合計１万株を代金合計915万4,000円で売り付けたものである。
【告発後の経緯】
　平成21年４月23日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑨　ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件

　本件は、ジェイ・ブリッジ株式会社の取締役会長であった犯則嫌疑者が、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、同社取締役会長としての職務を遂行する中で知り、その公表前に、シンガポール共和国所在の金融機関に開設した英領ヴァージン諸島国籍法人名義の証券口座に保有していた同社株券を売り付けたというクロスボーダーの内部者取引事件である。
　本件は、クロスボーダーの不公正取引について、証券監視委が告発を行った初めての事案である。クロスボーダー事案の調査には、海外証券規制当局の協力が不可欠であるが、本件については、平成13年12月に金融庁とシンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）との間で締結された情報交換協定（ＭＯＵ）に基づき、ＭＡＳから多大な協力を得ることができ、初の告発に至ったものである。
【調査の実施状況及び告発の状況】
　証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成21年４月８日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年４月27日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
　犯則嫌疑者は、ジェイ・ブリッジ株式会社の取締役会長であったものであるが、平成18年４月20日ころ、その職務に関し、同社の平成18年３月期の売上高及び経常利益について、同17年11月24日に公表された予想値は売上高108億円及び経常利益80億円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は売上高81億789万3,000円及び経常利益34億3,549万3,000円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、更に同18年５月２日ころ、同社の平成18年３月期決算において、連結子会社に対する貸倒引当金等として合計約15億円の特別損失を計上する旨の同社の業務遂行の過程で損害が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実の公表前である同18年５月８日から同月11日の間、シンガポール共和国所在のプライベートバンキングサービスの提供を業とする金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の証券口座を利用し、ジェイ・ブリッジ株式会社の株券合計７万株を代金合計6,564万400円で売り付けたものである。
【告発後の経緯】
　平成21年４月28日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

第５　ディスクロージャーに関する勧告・告発
１　課徴金納付命令に係る勧告
⑴　勧告の状況
　平成20事務年度においては、開示書類の虚偽記載に関して12件、７億1,375万9,997円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。
　平成20事務年度における勧告事案は、発行開示書類の虚偽記載（旧金商法第172条）及び継続開示書類の虚偽記載（旧金商法第172条の２）に対する勧告であった。このうち、虚偽記載がある目論見書を使用した株式会社ビックカメラの役員が、当該目論見書に虚偽記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより、当該役員が所有する株券を売り付けたとして、同役員（個人）に対する課徴金納付命令勧告を初めて行った（後記⑫）。課徴金額は１億2,073万円となり、個人に対する課徴金額としては最高額となる。
　これらの開示書類に係る虚偽の態様は、売上の過大計上、売上の前倒し計上、架空売上の計上、売上原価の過少計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、貸倒損失の過少計上、減損損失の不計上、売上債権の過大計上、棚卸資産の過大計上、貸付金の過大計上、有形固定資産の過大計上、無形固定資産の過大計上、のれんの過大計上、長期未収入金及び破産・更生債権等の過大計上、未払金の過少計上、前受金の過少計上等であったりと、多岐にわたるものとなっている。また、株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載の事例（後記⑪）においては、本来、匿名組合清算金が発生することはなく、特別利益として計上できないものを特別利益として計上し、純利益を過大に計上したものであるが、利益を過大に計上した有価証券報告書等だけでなく、財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象として匿名組合清算配当金が発生したことを記載した臨時報告書についても「重要な事項につき虚偽の記載がある」と認定し、課徴金納付命令勧告を行った。
　なお、平成20事務年度における課徴金額の最高額は、２億5,353万円（株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。
　また、平成20事務年度に課徴金納付命令勧告を行った事案については、違反行為者が自主的に訂正したものではなく、証券監視委の調査により、初めて虚偽記載等の違反行為が明らかになるものが増えてきている。
⑵　勧告事案の概要
　平成20事務年度において、開示書類に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。
　開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、原則として旧金商法第172条の２の規定に基づき算出される。
・　発行開示書類の虚偽記載
　募集により取得させた有価証券の発行価額又は売出しにより売り付けた有価証券の売出価額の100分の１（その有価証券が株券等である場合には100分の２）
・　継続開示書類の虚偽記載
　300万円又は株式の市場価額の総額の10万分の３のいずれか大きい額（半期報告書はその２分の１）
（注１）　継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額の算定において、株式の市場価額がないとき等は、貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする（金商法施行令第33条の５の３）。